

## 平成30年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年1月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 平成30年1月10日(水) 午後2時59分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
6番 高杉 通夫	7番 佐野 年昭
8番 能登谷 和正	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1名

5番 河田 直樹

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

18人

伊丹 良夫	犬飼 正己	難波 末雄	林 修司	林 斉
宮崎 昭雄	山上 勲	浅野 信之	小西 安彦	小橋 武史
東 茂	渡邊 則文	植田 忠晴	黒瀬 昭夫	高上 忠義
阿部 英志	風早 克義	若林 勤		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

- 7 議事録署名委員  
3 番委員 4 番委員
- 8 本日の議事日程
- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 付議事件
- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第3号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 第4 その他
- 総社市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者表彰候補者の推薦について
- 9 付議事件及びその結果  
原案どおり可決
- 10 議事経過の概要  
次のとおり

## 開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、明けましておめでとうございます。

新年を迎えまして、心を新たにされて望まれているところだと思います。また、年末年始に関しましては、それぞれの地域で色々なことについて話し合い等があったことと思います。

私が、今とても心配しているのが、空き家問題と遊休農地問題、農業従事者の高齢による減少問題であります。そのなかで、農地というものは農作物が作りやすい農地にしていただきたいということでもあります。今まで耕作していた人が農業ができなくなった時に、次に耕作をしてやろうという農地にしておかなければならないと思います。

私の所では、ほ場整備事業を実施していることから、バルブを開くと高梁川からの清流がすぐに出るような状態です。総社市全体で見ますと全体の49パーセントが土地改良事業を実施しています。土地改良の未実施の所は、今後、どのようになるのか心配をいたしております。農業ができなくなった場合は、その農地ならば誰でもが耕作してやろうという農地になっていなければ、遊休農地になってしまう。周りを見たら空き家が増えるような状況を心配いたしております。

委員の方々と、タッグを組んで諸問題を解決していこうと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今より平成30年第1回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、農地利用最適化推進委員は17人出席していただいております。農地利用最適化推進委員の宮崎委員が遅参する旨の連絡がありました。また、欠席者は5番委員であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、4番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よりお願いいたします。

### **【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

本年もスムーズな議事進行についてのご協力をお願いいたします。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号37番】

(農地担当)

それでは、2ページの37番、久代の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、場所は●●●●の南側になります。土地は2筆になっていますが、平成2年ごろにバイパスができるときに農地が2つに分かれたものであります。この土地につきましては、昨年までは●●●●●●●●●●さんが耕作をされていました。12月で契約が切れたということでありまして。今回の申請につきましては、受け人と渡し人との話がまとまったということでありまして。受け人なんですけど、先々月ですか、富原の案件がありまして、その人が久代の農地を持っておられまして、管理ができていないということがありましたが、今回の受け人が、その方へ売っていたという方でありまして。このようなことから、管理をしてもらえればいいのですが、転売というんですか、そのような方が所有されると管理ができないということも考えられます。今回の農地を取得して耕作すると言っていますが、前例があるので心配をしています。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

同じく久代地区担当の推進委員であります、浅野委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

(浅野委員)

9番委員の説明のとおりであります。

(農地担当)

地元委員から心配しているとの意見もありましたが、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

この件につきまして、事務局から補足説明をさせていただきます。

(主査)

9番委員からの報告がありましたように、受け人は前々回不許可にした案件の仲介などをしたということでありましたけれど、受け人の市内の農地につきましては、調査をしていただいたところ耕作をされているということでありまして。

(農地担当)

事務局の説明にもありましたが、委員の方から意見等ありませんか。

9番委員からありましたが、今後、転売なりの動きがありましたら、それなりの対応を考えなければならぬと思います。

事務局からの説明にもありましたが、今回の申請に関しましては、要件をみたしていると考えます。

(10番委員)

今後の様子を見るようにしましょう。

(4番委員)

農地の利用が適正になされていなかった場合は、どのようなになるのですか。

(農地担当)

利用されていない場合は、利用するように指導していかなければならないと思います。

むしろ農地の転売申請があった場合は、適切な対応をしていかなければならないと考えています。

(4番委員)

3条とか5条の申請があった場合ですか。

農地を所有した後に管理できないような状態が続いて、周辺の農家が困るような状態になった場合は、その場合はどうなるのですか。

(農地担当)

そのようになった場合は、耕作するように指導をしていかなければならないと思います。

現在の耕作状況を調査したところ、所有農地につきましては耕作されております。

(4番委員)

前々回、問題になったのは、この土地になるんですか。

(農地担当)

問題になったのは、今回の受け人が所有していた農地を倉敷市に住んでいる人へ売った。倉敷市の人が耕作をしないので周辺の農家の方が困っているという案件でありました。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

37番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

(農地担当)

続きまして、38番、山田の件に入りたいと思います。

この審議につきましては、13番委員と農地利用最適化推進委員の東委員が利害関係人になりますので、議事参与の制限により会場からの退席をお願いいたします。

~~~~~

13番委員、東委員 【退室】

~~~~~

(農地担当)

それでは、38番、山田の件につきまして、1番委員から調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請の農地は、今までも●●●●●●が流動化で耕作をしておりました。今回、所有権を移転するということでの申請であります。

受け人は、地域で農地の集積・集約化に積極的に取り組んでいます。耕作もされており、地元としては何ら問題ありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

38番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、38番は許可されました。

入室をお願いいたします。

~~~~~

13番委員，東委員 【入室】

~~~~~

【受付番号39番】

(農地担当)

続きまして，39番の秦の件につきまして，地元委員の説明をお願いします。

(12番委員)

この件は，●●●●●●●●の麓になります。長い間，耕作されていませんでした。現在は，一部分に果樹が植えられています。受け人はこの農地を家庭菜園として利用する考えでありました。地元としては何ら問題ないと思いますので，よろしくお願いたします。

(農地担当)

この件につきまして，地元であります小橋委員，何かありましたらお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の発言のとおりでありますので，特段ありません。

(農地担当)

それでは，この件につきまして，ご質疑，ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは，採決いたします。

39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め，39番は許可されました。

【受付番号40番】

(農地担当)

次に，40番，刑部の件につきまして，私が担当でありますので報告をさせていただきます。

(3番委員)

この件につきまして，受け人は若い方であります。一家で大規模に耕作をされていますので問題ないと考えております。詳しいことにつきましては，刑部地区担当の推進委員であります，山上委員が調査をしていただいておりますので，お願いしたいと思ひます。



(山上委員)

受け人の家は、刑部で積極的に営農を行っている優秀な農家であります。今回の受け人の祖父の指導を受けながら農業を行っています。現在、3町ほどしており受け人も元気を出して営農する、責任を持ってするというのであります。

以上です。

(農地担当)

総社地区にも農地を所有しておりますので、総社地区担当の難波推進委員から補足等ありましたらお願いいたします。

(難波委員)

問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

40番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、40番は許可されました。

#### 【受付番号41番】

(農地担当)

次に、41番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(4番委員)

申請者は、平成24年に農地流動化契約を締結し久米地区にほ場を確保し、新規就農ということで農業に携わっておられます。地区のボランティアにも取り組まれておられる方です。

ほ場が久米に5反ほど、住まいは東阿曾であります。東阿曾から通作されるということでもあります。地元の推進委員であります伊丹委員と林委員にそれぞれから事情は何いまして、そのことを踏まえて説明をさせていただきます。

申請人は、農地流動化が5反でそれには野菜と水稻の作付けをされておられます。自宅から通うということで条件的に厳しい面もあるのですが、昨年に畑の中にビニールハウスを新設し野菜作り

をしていこうという状況であります。水稻の作付けもされておりまして、2反程のほ場を水稻の作付けをしています。ほ場が地形的に伏流水の影響を受けやすい所であり、地下水位が高いことから実際に農地が軟弱な場所もあり、稲の刈り取りが出来ない部分もあり得るのかなと思います。このようなことから、去年は刈り残しの箇所も多少残っているようでありました。排水措置が不十分なことが主な原因ではないかと思えます。農業経営という面から見ますと米、野菜の収穫が軌道に乗っているとは言えない状況ではあるんですが、厳しい条件のなかを本人は営農に意欲を持って取り組んでいることと、地元である東阿曽からも田の管理を任せたいという話も聞いております。そのようなことを考えれば、今回の申請で農地の拡大を目指しておりますが、特段の問題はないと地元としては考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

東阿曽地区の推進委員であります、林委員から何かありましたらお願ひをいたします。

(林委員)

4番委員からの説明のとおりであります。

東阿曽の●●区で住まいを新たに購入されるということで、地域で若い方が根付いてくれば農業に関しても2、3年先を見れば申請人へ任せたいなという方もおられます。そのようなこともあり、この件につきましては、よろしくお願ひをいたします。

(農地担当)

同じく推進委員であります、伊丹委員から何かありましたらお願ひをいたします。

(伊丹委員)

申請人は久米の農地を流動化で借りて耕作をしています。自宅からはかなり離れています。何より自分1人で耕作されている。このことは農業者として大変なことだと思います。雑草も多いし、色々な条件が整っていないのに行うというのは、大変なことだろうと思います。もっと収益の上がる品目を考えて、経営に取り入れたらいかがなものかと思っております。先般、現地調査を推進委員の林委員と先月の22日に実施したのですが、雑草がかなりありましたが、周辺から苦情があった話は聞いていません。申請人が努力して頑張っていたきたい、応援をしたいということであります。1人でされているということが、農地が少し荒れた状態になっているかなと思います。地元としては、条件は悪い部分もありますが頑張ってもらいたいと思います。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

41番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、41番は許可されました。

~~~~~

宮崎委員 【入室】

~~~~~

【受付番号43番, 44番】

(農地担当)

続きまして、43番、44番は、それぞれ交換という関連案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、この南溝手の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、担当地区が私と推進委員の林委員の両方にまたがった場所であります。

●●さんの聞き取り調査を私が行いました。

この土地につきましては、180号線の北側になります。許可申請書のチェック項目では問題はありません。この土地につきましては、先日、●●さんへ聞き取りをしたのですが、病気をされた関係で会話が難しく聞き取りができませんでした。このことから、林委員に確認をしてもらうことで内容が分かった部分がありました。今回の申請は、農作業の効率を上げるための隣同士の交換で問題はないと思います。林委員が確認してくれたなかで、現状と境界の食い違いがあり、現況の畦を考慮しながら今回の申請になったということでもあります。

地元としては、隣同士の交換でもあり何ら問題ないと思います。

(農地担当)

担当地区の推進委員であります、林委員から何かありましたらお願いいたします。

(林委員)

11番委員の報告と殆ど一緒であります。

今回の交換する理由とは直接な関係はないのですが、この北側に●●さんの土地があります。北側土地の取水をするにあたり、西側の土地を経由して取水をするという状況がありました。今回、土地を交換することにより、自分の土地に近づくこととなります。近づくことにより●●さんの取水の所を返して、交換した自分の土地を通して取水ができるという状態になります。借地も返還できるので便利になったという話を聞いております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

43番、44番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、43番、44番は許可されました。

#### 【受付番号45番】

(農地担当)

次に、45番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(10番委員)

12月26日に推進委員の高上委員と私との2名で現地調査を行いました。渡し人と受け人は株内関係であります。渡し人が高齢による申請であります。この地域は遊休農地が増えている所あります。農地を守ろうということで歓迎をしているところであります。

地元としては、問題ありませんのでよろしく願いをいたします。

(農地担当)

この地区の担当推進委員であります、高上委員から何かありましたらお願いをいたします。

(高上委員)

10番委員と現地調査を行いました、10番委員の報告のとおりであります。

この地域は、農地が荒れて遊休農地が増えている所であり、今後、営農をしてくださるという事です。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

45番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、45番は許可されました。

【受付番号46番】

(農地担当)

次に、46番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いします。

(6番委員)

議案にありますように、渡し人は●●に住まわれており、高齢になり管理も難しくなってきたことから、今回の申請になったものであります。地元の方へお願いをするのが良いということで、家族間で付き合いのあった受け人へ管理をお願いするということになりました。昔に譲渡をお願いしたのですが断られたということなのですが、この土地につきまして元々は宅地だったそうです。宅地のままでは引き受けにくいということで、農地に地目変更をされたそうです。再度、申し出されたようです。受け人は1町2反ほどされているということで、問題はありません。

地元として問題はありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

この地区の担当推進委員であります、犬飼委員から何かありましたらお願いをいたします。

(犬飼委員)

受け人から聞き取り調査をしましたが、特に問題はありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番】

(農地担当)

次に、47番、井尻野の件につきまして、地元委員であります私から説明をいたします。

(3番委員)

井尻野の件であります。市街化が進む●●●●●●●●の入口東側になります。●●●●●●●●●●の交差点の西側になります。渡し人が高齢ということで農地の管理ができないというなかで、なるべく近くの方に管理をしていただきたいということで、受け人へ話があったようです。

今回の農地は、受け人宅のすぐ裏側になります。地元といたしましては近隣の方へ管理していただくのが良いと考えておりますので、何ら問題ないと考えております。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、47番は許可されました。

## 【議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

地元委員の説明時には、隣地に関する意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号62番】

(農地担当)

それでは、5ページの62番、美袋の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

1月5日に会長、農地担当、13番委員、推進委員の小橋委員、渡邊委員と私とで現地調査を行いました。この案件は、東側が道路、西側が鉄道、南側が田、北側も田であります但作付けはされていませんでした。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員)

12月5日に農地利用最適化推進委員の植田委員とで現地へ行きました。受け人と話をしました。地が上がっている所から南側の田へ入る所へ境をされたら南側の田へ入れないので、現状のまま南側の田へ入れるだけ残してほしいというお願いをいたしました。そのことは、受け人の方も理解をいただいております。

詳細につきましては、最適化推進委員の植田委員から報告をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、農地利用最適化推進委員の植田委員から報告をお願いいたします。

(植田委員)

現地調査及び10番委員からの報告のあったとおりであります。添付されている地図を見ていただければと思います。●●●●番●と●●●●番●の地が上がっています。それと●●●●番●は地が上がっていない状況であります。転用目的が露天駐車場ということですが、新たに埋め立てをすとか擁壁工事をすとかということはありません。●●●●番●に入るための進入路を確保していただくようお願いをいたしました。日照等につきましても両隣が畑、田であります但特に問題はありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、62番は許可されました。

#### 【受付番号63番】

(農地担当)

続きまして、63番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

現地は、東が道路を挟んで用水路、西側が民家、南側が道路、北側は地が上がっていました。以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

用水については、●●●●番●と●●●●番●の田がありますが、これらの用水路については影響はないようです。排水については、東側市道側溝に排水する計画になっています。日照、通風については、特に影響はないものと思われます。北側は地目が田なんです。現在は地が上がっている状態です。土砂の流出についても土留が施工されれば流出の心配はないと考えます。ここは既に3区画が分譲されておりまして、最後の案件になります。周辺農地への影響が殆どないと考えますので、審議の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。



(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、63番は許可されました。

#### 【受付番号64番】

(農地担当)

続きまして、64番、秦の件につきまして現地調査及び地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

現況といたしまして、東は駐車場、西側は宅地、南側は用水路、北側は道路であります。現場は既に整地がされておりました。この土地につきましては、西側に宅地がありまして、その宅地と一体として家を建てる計画であります。

転用することによる周辺農地への影響ではありますが、南東に面している水田がありますが影響のないものと思われまます。日照、通風、排水等の影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この地区担当の推進委員であります、小橋委員から何かありましたら説明をお願いいたします。

(小橋委員)

先般、12番委員と現地を確認いたしております。既に道路に面して地が上がっております。特に問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、64番は許可されました。

#### 【受付番号66番】

(農地担当)

続きまして、66番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

現況は、東が道路、西が水路を挟んで水田、南が民家、北も民家であります。農地転用する農地は不作付け地でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地につきましては、4区画のうちの4番目の物件になります。用水について特に問題ありません。日照、通風につきましても問題ないと考えます。排水については東側の市道側溝に計画をしています。土砂の流出も土留によって流出を防ぐ計画になっています。このようなことから、周辺農地への影響は、ほとんどないものと思われ問題ないと考えます。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、66番は許可されました。

#### 【受付番号65番】

(農地担当)

続きまして、6ページの65番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員)

現況は、東が堤防、西が道路、南が水田、北側は道路でありました。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

今回の申請につきましては、●●●が申請地北側の水路工事のため工事車両を入れる道路、資材置場として一時転用を行うものであります。この4筆につきましては、所有者がそれぞれ分かれています。耕作者は別の方になりますが一人の方であります。この場所につきましては、現地調査

の報告のとおりであります。北側が堤防、西側が道路、東側が堤防と河川、南側は水田になって  
います。この水田の耕作者は4筆を耕作している者であります。

この件につきましては、●●●での工事によるものであることから、特に問題ないものと考えま  
す。

よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員であります風早委員、何かありましたらお願いします。

(風早委員)

14番委員の発言のとおりであります。

申請地は1メートル位のくぼ地になっており、少し湿地帯のような所ではありますが、一時転用で  
もあり特に問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により市町村が定める農業振興  
地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地  
であります。例外許可規定であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために  
行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものに該当いたしま  
す。転用期間であります。平成30年1月17日から平成32年9月30日までとなっております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、65番は許可されました。

以上で、議案第2号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第3号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について】**

(農地担当)

次に議案第3号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第3号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について朗読】**

(農地担当)

この件につきましては、この地区の担当委員であります、8番委員に現地確認等をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

(8番委員)

年末に、最適化推進委員の小西委員と一緒に現地調査をいたしました。

最後のページの地図を見ていただければと思います。

この外枠の太い線が給食センターの区域内になります。現地ではすでに埋め立て工事が進んでいます。その中に、濃い黒と薄い黒が並んだ所が道路、水路の部分となっております。

現状では、左下に薄い線が途中までありますが、その道水路を残した状態で埋め立てをしている状態でありました。

一番外枠の太い線に囲まれた部分が敷地になる区域の予定であります。その外周に沿って新たに水路の新設をする計画の予定であります。

北側、東側になりますけれど、農地への取水、排水には特に影響ないものと思われま

す。

(農地担当)

この地区の担当推進委員であります、小西委員から何かありましたらお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の説明のとおりであります。

補足等は特にありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業委員会として、道路、水路の付け替えによる周辺農地等への営農上の支障はないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、周辺農地等への営農上の支障はないということにいたします。

次に、報告事項に入ります。

### **【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(農地担当)

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第1号 報告書について朗読】

### **【報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第2号 報告書について朗読】

### **【報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第3号 報告書について朗読】

### 【報告事項】

(農地担当)

20ページ以降は、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が10件、第5条関係が5件でありました。また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見については、周辺農地等への営農上の支障はないということに決しました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、5分間休憩といたします。

【午後2時30分 から 午後2時35分まで 休憩】

### 【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第4のその他に入ります。

私から2件あります。

1件目は、総社市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてです。

2件目は、総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者表彰候補者の推薦についてです。

まず、1件目の農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、農業委員会等に関する法律第7条の規定により策定することとされていますが、同条第2項の規定により農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされていることから意見を聴くものです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(局長)

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

お手元に、総社市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案をお配りいたしております。これは、平成29年12月の総会で指針案を作成し、農業委員会等に関する法律により、農地利用最適化推進委員の意見を聴くこととされているため、今回、農地利用最適化推進委員から意見を聴くものであります。なお、この指針案につきましては、昨年12月、総会後に農地利用最適化推進委員へ配布いたしております。

次に内容について説明をさせていただきます。

指針案に記載の数字等につきましては、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画や総社市農林課の総社市担い手確保計画等を参考にしています。

1ページの第1、基本的な考え方については、農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられたことから、遊休農地の発生防止・解消に努め、担い手への農地利用の集積・集約化を農地中間管理事業や総社市農地流動化推進事業を活用しながら取り組むこと。農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用最適化の推進のための目標を定めるとしています。

次に、2ページの第2、具体的な目標と推進方法ですが、1番の遊休農地の発生防止・解消について、括弧1の遊休農地の解消目標ですが、管内の農地面積は、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の耕地面積です。農林水産省市町村統計の推移等を参考にし、農地面積が年に約10ヘクタール減少する見込みとしています。また、遊休農地については、総社市では、山間部等では、年々、耕作者の高齢化により耕作できなくなっている状況も考慮して、実現可能な1年に0.5ヘクタールの解消を目標としています。

次に、括弧2の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、ほぼ参考例のとおりです。

続きまして、3ページの2番、担い手への農地利用の集積・集約化について、括弧1の担い手への農地利用集積目標についてですが、担い手とは、認定農業者や認定新規就農者などです。総社市では、担い手ではない個人の農業者の比率が高いことから、担い手への集積・集約をしていく目標を3年間で50ヘクタールとしています。その下側の担い手の育成・確保の数値については、農林課の総社市担い手確保計画を参考にしています。次の括弧2の担い手の農地利用の集積、集約化に



向けた具体的な推進方法については、ほぼ参考例のとおりです。

5 ページ、3 番の新規参入の促進についてであります。括弧 1 の新規参入の目標については、1 年に 5 経営体とし、1 経営体あたりの取得面積を 0.8 ヘクタールで計算しています。次の括弧 2 の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法については、参考例を基に記載しております。

以上であります。

(会長)

それでは、指針について農地利用最適化推進委員からの意見等はありませんか。

(渡邊委員)

指針とは直接関係ないのですが。

総社市には、総社市耕作放棄地対策協議会があります。この協議会は、遊休農地を解消することを目的として設置されています。この協議会と農業委員会との関係について、どのようになっていますか。また、協議会が遊休農地の解消にどれだけ役立っているのか、それらについて教えていただきたい。

(3 番委員)

遊休農地対策特別委員会の関係になるかと思しますので、私からお答えさせていただければと思います。

農業委員会と総社市耕作放棄地対策協議会との連携としては、前期になりますが、農業委員として農地パトロールを実施した後の遊休農地を総社市耕作放棄地対策協議会の予算を含めて、農業委員らが活動して、平成 27 年度、平成 28 年度では三須地区と、久代地区を再生したように思います。

(渡邊委員)

機械の導入、ハード関係を活用して新規就農者関係の受け入れ体制ができればと思っています。

(会長)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

他にないようでありますので、農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項の規定による農地利用最適化推進委員の意見をお聴きしましたので、この意見を考慮して来月 2 月の総会で指針を決定していきたいと思えます。

次に、総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者表彰候補者の推薦についてですが、平成 29 年 1 月 20 日付けで、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様へ 1 月 20 日までに、推薦をお願いしてありましたところ、1 団体、1 個人の推薦がありました。

お手元に総社市優良農業者表彰候補者調書をお配りしていますので、ご覧ください。

まず、団体の●●●●●●●●●●●●●●●●の推薦について、推薦いただいた 15 番委員から推薦

理由等の説明をお願いします。

(15番委員)

【総社市優良農業者表彰候補者調書を朗読】

(会長)

次に、個人の●●●●氏の推薦につきまして、推薦者であります12番委員から推薦理由等の説明をお願いいたします。

(12番委員)

【総社市優良農業者表彰候補者調書を朗読】

(会長)

ただ今、両委員から推薦理由の説明がありましたが、この1団体、1個人を農業委員会として推薦することにつきまして、ご意見等がありますか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、この1団体、1個人の両方を農業委員会として推薦することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、この1団体、1個人、両方を農業委員会として推薦することにします。

なお、お配りしています調書につきましては、総会終了後に回収いたします。

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(局長)

【活動記録簿の提出について】

(会長)

活動記録簿の提出については、よろしくをお願いいたします。

それでは、閉会にあたり会長代理より挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さんご苦労様です。

今日は、天候も穏やかであります。屋外はとても寒い状況であります。インフルエンザも流行っています。お体に気をつけていただきたいと思います。

本日は、どうもご苦労様でした。

閉会 午後2時59分